

情報漏えい及び情報セキュリティ侵害の危険性が大きい
ソフトウェアの取り扱い要項について

【制定の理由】

最近、新聞やテレビで話題になっている、ファイル交換ソフトウェアの利用による情報漏えいが社会問題となっている。ファイル交換ソフトウェアはその利用により著作権侵害が行われることでも問題があり、本年3月に学長から教職員に対して情報管理の徹底に関する通知がなされたが、4月以降もいまだにファイル交換ソフトウェアが学内で使用されている現状である。重大な問題が発生する前に、ファイル交換ソフトウェアの取り扱いについて定め、周知徹底する必要がある。また、VPNは学外の教職員・学生等の教育研究活動を高める効果はあるが、大学ネットワークの情報セキュリティを脅かす可能性を高くする。以上のことから、本学のネットワークからの情報漏えい及び情報セキュリティを脅かす可能性があるソフトウェアとして、ファイル交換ソフトウェア、VPNについてその取り扱いを定めることとする。なお、Skypeの取り扱いについても検討されたが、当面情報セキュリティ侵害等についての危険性が少ないため、本取り扱い要項には含めなかった。